平成３０年（フ）第１９８号
鹿児島県鹿児島市下田町1763番地　森口病院内、住民票上の住所鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地450番地
債務者　土持　洋三
法定代理人保佐人　河合　利弘
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬童　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１９号
兵庫県洲本市小路谷283番地２
債務者　池本　利治
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第２０号
兵庫県洲本市小路谷283番地２
債務者　池本江利子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第１６号
兵庫県篠山市乾新町214番地１、営業所の住所兵庫県丹波市柏原町田路28―１　柏原Ｊタウン４号室
債務者　あまてらすこと　市村　　優
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五島　常太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成３０年（フ）第５６９号
福岡市南区高宮５丁目９番１―702号
債務者　三保　和代
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　忠祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７１４号
福岡市博多区三筑２丁目２番37号
債務者　木村　順子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　埋田　昇平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７９１号
福岡県太宰府市坂本３丁目２番30号　プレザントビレッジ１号
債務者　室原　泰邦
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７９４号
北九州市戸畑区千防２丁目３番２―205号、前住所福岡県糟屋郡新宮町大字新宮231番地２新宮ステーション902号
債務者　津江美智子（旧姓高倉）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８６２号
福岡市早良区次郎丸２丁目１番11号、前住所福岡市早良区脇山１丁目17番28号
債務者　重松　賢一
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３４号
岩手県一関市関が丘110番地　県営アパート１―11
債務者　佐藤　真矢
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第８０号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄600番地12
債務者　佐藤　知来
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第５３８号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷６丁目５番11号
債務者　矢嶋　順一
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５４３号
埼玉県新座市本多１丁目14番22―310号
債務者　流　　政明
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５４８号
さいたま市桜区田島３丁目30番１―303号、旧住所さいたま市桜区山久保２丁目16番１号213
債務者　鈴木　　晃
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４３７号
埼玉県桶川市坂田東３丁目22番地の３　ベルクレストⅡ―201号、旧住所埼玉県上尾市緑丘２丁目４番24号　レディア北上尾プレシャスマークス404
債務者　矢萩　盛一
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４４３号
さいたま市中央区下落合２丁目５番４号　ＤＲホームズ与野301
債務者　柴　　慶一
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５１４号
さいたま市岩槻区大字金重136番地143
債務者　滝　　勝見
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係